

平成28年3月30日

各 位

日本トランスシティ株式会社

取締役社長 小川 謙

認定通関業者（ＡＥＯ通関業者）の認定について

当社は、平成28年3月25日付にて、名古屋税関長より、ＡＥＯ制度に基づく「認定通関業者」の認定を受けました。三重県に本社を置く企業としては、当社が初めてとなります。

ＡＥＯ制度は、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を図り、わが国の国際競争力を強化するため、税関が貨物のセキュリティ管理とコンプライアンス（法令遵守）の体制が整備された事業者を認定（承認）し、税関手続きの緩和と簡素化策を提供する制度です。認定通関業者は、一定の条件のもと、輸入貨物が日本に到着する前に通関手続きを完了することや、輸出貨物を保税地域に搬入することなく輸出許可を受けることができます。

今回の認定により、当社は全国の営業所において「認定通関業者制度」を利用した通関サービスを提供させていただくことが可能となります。

また、当社は、平成21年にＡＥＯ制度の一つである「特定保税承認制度」の承認を受けており、高度なセキュリティ管理と、法令遵守に基づく、信頼性の高い貨物管理と通関業務により、安全かつ迅速な輸出入一貫物流サービスを提供いたします。さらに、平成29年に予定されている「輸出入申告官署の自由化」により「認定通関業者」に与えられるメリットを最大限に活用し、更なる物流サービスの向上に努めてまいります。

以 上

本件に関するお問合せ先

日本トランスシティ株式会社 ＡＥＯ総括室（TEL 059-325-6759）

認定番号 16B00004

Authorization No. 16B00004



日本トランスシティ株式会社

代表取締役社長 小川 謙 殿

To Japan Transcity Corporation

President Ken Ogawa

平成28年3月25日

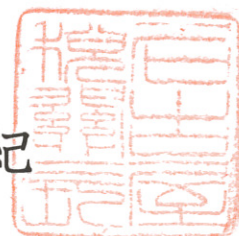
Date March 25th, 2016

認定通関業者認定書
Certificate of AEO Customs Broker

日本トランスシティ株式会社を認定通関業者として認定します。

Japan Transcity Corporation is hereby certified as an Authorized Economic Operator (Customs Broker).

名古屋税関長 石川 紀



Director-General of Nagoya Customs Osamu Ishikawa